

鹿児島離島航空割引カード発行申請書

鹿児島県離島振興協議会長 殿

下記により、離島航空割引カードの発行を受けたいので申請します。

【申請者】

令和 年 月 日

住 所	〒 -	電話番号	
ふりがな		性 別	□男 □女
氏 名			
生年月日	□昭和 □平成 年 月 日生 (歳)	発行区分	□新規 □再発行 □更新
対象者区分	要介護認定(要介護・要支援)を受けている住民を <u>介護するため</u> に徳之島町に年3回以上来訪する18歳以上の親族(配偶者、父母及び子、祖父母、兄弟姉妹及び孫、配偶者の父母、子の配偶者)。施設入所中の面会および介護を行わない同行者は対象外。		
来訪予定回数	1月 2月 3月 4月 5月 6月 計__回(予定) 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ※1年間に介護で訪れる回数(3回以上)を記入し、来島予定の月を○で囲んでください(同月2回は◎)。	要介護認定者 とのご関係	(記入例)子、孫

【カードの更新の場合は記入】

前年1年間に来島した回数をご記入ください。回数が3回に達しなかった場合はその理由をご記入ください。

※原則、前年1年間の来島回数が3回に達しなかった場合は更新できませんのでご承知おきください。

来島実績	計 回
来島回数 未達理由	

【介護を必要とされる方】

介護保険 被保険者番号		要介護状態	(記入例)要支援2、要介護3
ふりがな		性 別	□男 □女
氏 名			
住 所	大島郡徳之島町	生年月日	□大正 □昭和 年 月 日

介護のための来島として、上記申請内容に相違ないことをここに誓約致します。

令和 年 月 日

申請者署名

印

自署の場合は押印不要。

※ 裏面に続きます→

裏面

【代理人】代理人申請の場合は記入し、代理人の本人確認書類を窓口で提示してください。

ふりがな		電話番号	
氏名			
住所		申請者との ご関係	

提出書類	<input type="checkbox"/> 申請者の顔写真(正面、縦3cm×横2.5cm、無背景、撮影から6か月以内、写真用紙に印刷されているもの) ※使用済み写真の再利用はできません。 <input type="checkbox"/> 要介護認定者(要介護・要支援)の介護保険被保険者証、介護認定結果通知書、介護区分変更通知書のいずれかの写し ※窓口受付時に認定期間内のもの <input type="checkbox"/> 申請者と要介護認定者等との関係が証明できる戸籍書類(戸籍謄本等) ※発行から6か月以内のもの(写し可) ※ <u>更新の場合は、以下のいずれかに該当する方のみ戸籍書類の提出が必要です。</u> ①配偶者、配偶者の父母、子の配偶者 ②前回提出した戸籍に変更があった方 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証(裏面に記載があれば両面)、資格確認書等)の写し ※窓口で直接申請する場合は、原本の提示 ※代理人申請の場合、申請者の本人確認書類写しと代理人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 郵送での申請の場合、返信用封筒(宛先記載、切手を貼付したもの) ※原則、郵送申請の返送先は、郵送手続きをされた方の住民登録地
------	---

《注意事項》

- ※1 発行したカードの有効期間は、交付年月日から1年経過する前日までです。
- ※2 割引料金の対象区間は、鹿児島ー奄美群島、奄美群島間、奄美群島ー沖縄(本島)です。
- ※3 航空券や乗船券を予約・購入する際や搭乗・乗船する際にカードを提示しないと割引は適用されませんので、携帯し忘れないようにお気を付け下さい。
- ※4 介護のために来訪した際は、その都度、「介護による来島実績確認票」に添付書類を添えて、カードを発行した窓口(徳之島町役場住民生活課または花徳支所)に提出(郵送可)してください。カードの更新時に3回分の実績書類が確認できない場合、原則、更新ができないことに加え、1年間カードの申請ができなくなります。また、返金の対象になる可能性がありますので、ご承知おきください。
- ※5 介護対象者が亡くなられた場合、その時点で準住民(介護帰省者)の運賃軽減の対象外となりますのでカードを返納してください。

町が記入

カード番号		発行年月日	令和 年 月 日
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> その他()	有効期限	令和 年 月 日